

総社市告示第22号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(支給申請)</p> <p>第7条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>70歳以上の同一生計配偶者</u>、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(支給申請)</p> <p>第7条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>老人控除対象配偶者</u>、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。